

尾道市歴史的風致形成建造物等修景修復事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年10月4日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市歴史的風致形成建造物等修景修復事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）第5条第1項に基づき作成し、同条第8項に基づく主務大臣の認定を受けた尾道市歴史的風致維持向上計画（以下「歴まち計画」という。）に記載されている重点区域内で、歴史的風致形成建造物及び当該建造物と一体となって良好な景観を形成する、又は形成する見込みのある建造物等（以下「歴史的風致形成建造物等」という。）の修理、修復等の修景修復事業に要する経費に対し、予算の範囲内において歴史的風致形成建造物等修景修復事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付については、尾道市補助金交付規則（昭和38年規則第18号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歴史的風致形成建造物 歴史まちづくり法第12条第1項の規定により尾道市長が指定した建造物をいう。(2)
- (2) 修景修復事業 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-16-(9)の4 街なみ整備助成事業の部6 歴史的風致形成建造物整備費の項に掲げる事業をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、歴史まちづくり法及び交付要綱において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、歴史的風致形成建造物等の所有者又は管理者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 尾道市税等を滞納していないもの
- (2) 同一の歴史的風致形成建造物等について、この要綱に基づく補助金の申請を行っていないもの
- (3) 市との間で歴史的風致形成建造物等の公開に関する協定を締結しているもの
(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国、県又は市の他の制度による補助金を受けていない歴史的風致形成建造物等の修景修復事業（歴史的風致形成建造物の構造耐力上主要な部分に係る工事を含む。）とする。

- 2 補助対象事業は、尾道市景観計画等にある景観形成の方針に沿うものであり、関係法令等が順守されたものでなければならない。
(補助金の額等)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認める場合は、同項に定める額を超えて補助金を交付することができる。
(補助対象事業の事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助対象事業について事前に市長と必要な協議を行わなければならない。
(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の着手前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（付近見取図）
- (2) 関係図面（平面図、立面図、矩計図、外観イメージ図等）
- (3) 現況写真（カラー）
- (4) 事業計画書（別記様式第2号）
- (5) 事業収支予算書（別記様式第3号）
- (6) 公開計画書（別記様式第4号）

- (7) 安全対策計画書（別記様式第5号）
- (8) 誓約書（別記様式第6号）
- (9) 誓約書（別記様式第7号）（申請者と歴史的風致形成建造物等の所有者が異なる場合に限る。）
- (10) 市税等納付状況照会承諾書（別記様式第8号）
- (11) その他市長が必要と認める書類
（交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付した場合はその条件を補助金交付決定通知書（別記様式第9号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果補助金を交付することが適当でないと認めたときは、補助金を交付しないものとし、補助金不交付決定通知書（別記様式第10号）により、速やかにその旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定するに当たり必要があるときは、前条の規定による申請の内容について、商工会議所等の外部団体等に意見を聴くことができる。

（補助対象事業の変更等）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、補助対象事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助金交付決定内容（変更・中止・廃止）承認申請書（別記様式第11号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するときは、補助金交付決定内容（変更・中止・廃止）承認通知書（別記様式第12号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の着手）

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定後に補助対象事業に着手するものとし、補助金交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれを行うものとする。

2 交付決定者は、補助対象事業に着手したときは、直ちに事業着手届（別

記様式第13号)を市長に提出するものとする。

(状況報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業の遂行及び支出状況について、市長の指示があったときは、速やかに状況報告書(別記様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(事業の遂行に関する指示)

第12条 市長は、前条の規定による報告により、補助対象事業が補助金交付決定の内容及びそれに付した条件又は変更後の補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対し、これらに従って当該補助対象事業を遂行するよう指示することができる。

(立入検査等)

第13条 市長は、補助金の適正を期すため必要があるときは、交付決定者に報告を求め、又は担当職員に補助対象事業の工事箇所に入立検査をさせることができる。

(補助対象事業の完了)

第14条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記様式第15号)に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(完了検査)

第15条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、市職員による立入検査をさせ、補助対象事業の完了を確認するための検査をさせるものとする。

2 前項の検査を行った職員は、検査の結果適正に補助対象事業が完了していると認めたときは、検査調書(別記様式第16号)を作成するものとする。

(補助金の額の確定及び通知)

第16条 市長は、前条第1項の検査の結果が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(別記様式第17号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金交付請求書(別記様式第18号)を市長に提出するものとし、市長は、これに基

づき補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 この要綱に基づく補助金の交付を受け整備した歴史的風致形成建造物等の所有者又は管理者は、原則として、補助対象事業が完了してから10年間は、当該歴史的風致形成建造物等について、補助対象事業を行った部分の外観の変更及び除却又はこれらを前提とした譲渡をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 この要綱に基づく補助金の交付を受け整備した歴史的風致形成建造物等の所有者又は管理者は、補助対象事業が完了してから10年間は、市長の指示があったときには、当該補助対象事業に係る施設の保全活用状況等について、保全活用状況等報告書(別記様式第19号)により速やかに報告しなければならない。

(補助金の経理)

第19条 交付決定者は、補助対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助対象事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。

2 交付決定者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、同項の収支簿とともに補助対象事業が完了した年度から5年間保存しなければならない。

(決定の取消し)

第20条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助金交付取消通知書(別記様式第20号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第21条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還通知書(別記様式第21号)により、その返還を命ずるものと

する。

(補助対象物件の適正管理)

第22条 補助の対象となった歴史的風致形成建造物等について権利を有する者は、当該歴史的風致形成建造物等の適正な管理に努め、別に締結している歴史的風致形成建造物等の公開に関する協定に基づき公開しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>歴史的風致形成建造物の修理、買取り又は移設若しくは復原に要する工事費、附帯工事費、測量費、試験費、用地費、補修費、機械器具費、営繕費等</p> <p>修理には耐震改修、往時の姿の再現に係る外観修景及び内装整備を含む。</p> <p>民間の団体又は個人が所有しているものについては、補助事業者である尾道市との間で、一般公開に関する協定の締結がなされているものに限る。</p> <p>上記の事業と併せて実施される次の費用</p> <p>建築物の除去、工作物の外観修景又は除去、屋外広告物の外観修景、除去又は集約化、電線類の無電柱化、公共公益施設の高質化（道路、通路、広場等における舗装の美装化、植栽、花壇の設置、せせらぎの整備、景観に配慮したストリートファニチャー及びモニュメントの設置）に要する工事費、附帯工事費、測量費、試験費、機械器具費、営繕費等。ただし、用地費及び補償費は含まない。</p> <p>工作物の外観修景については、当該建築物及び工作物に附帯して屋外に露出している各種設備、広告物等の除去、隠蔽その他の景観面からの改善、また、当該建築物及び工作物の敷地にある門、塀、柵、照明等についての景観面からの改善を含む。</p> <p>電線類の無電柱化については、道路区域において道路附属物となるものを除く。</p> <p>屋外広告物については、新たに設置するための費用は除く。</p> <p>案内看板、案内標識、交流施設、休養施設、体験・学習施設、ライトアップ施設、駐車場等の整備に要する工事費、附帯工事費、測量費、試験費、機械器具、営繕費等。用地費及び補償費は含まない。</p> <p>案内標識を除き、歴史的風致形成建造物（敷地を含む。）にこれらの施設の機能を設ける場合に限る。</p>	<p>補助対象経費の2/3以内</p>	<p>500万円。</p> <p>ただし、構造耐力上主要な部分に係る工事を含む場合は、600万円とする。</p>